

令和8年石狩市教育委員会会議（8月定例会）会議録

令和8年8月28日（金）

開 会 13時30分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 西 田 正 人	○		
委 員 松 尾 拓 也	○		教育長職務代理
委 員 根 本 壽 夫	○		
委 員 鈴 木 里 美	○		
委 員 朝 倉 恵	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
学校教育部長	伊 藤 学 志
社会教育部長	森 本 栄 樹
学校教育部次長（学習指導担当）	大 西 智 彦
総務企画課長	笠 井 剛
学校教育課長	高 石 康 弘
教育支援課長	山 本 健 太
学校給食センター長	川 畑 昌 博
社会教育課長	斉 藤 晶
文化財課長	岩 本 隆 行
市民図書館副館長	工 藤 一 也
総務企画課総務企画担当主査	川 村 和 史
学校教育課学校教育担当主査	高 木 順 平
総務企画課総務企画担当主任	賀 野 晃

○傍聴者0人

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

- 議案第 1 号 令和 8 年度一般会計予算（補正第 6 号）について【非公開】
- 議案第 2 号 令和 9 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第 3 号 令和 9 年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- 議案第 4 号 令和 9 年度に特別支援学級で使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について
- 議案第 5 号 石狩市立学校の教職員（校長以外分）人事異動に係る内申について【非公開】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 協議事項

- ①石狩市立学校と保護者・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン
～学校におけるカスタマーハラスメント対策～について

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

（西田教育長）

ただいまから、令和 8 年教育委員会会議 8 月の定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（西田教育長）

日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、これは鈴木委員にお願いをします。

日程第 2 議案審議

(西田教育長)

日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号、第5号の審議を非公開とする件について

(西田教育長)

議案第1号につきましては、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第4号「法第29条の規定に基づく市長への意見の申出に関する事」に、第5号につきましては、同規則第15条第1項第1号「事務局及び市立学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」に該当しますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、非公開案件とすることに決定いたしました。

議案第2号 令和9年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第3号 令和9年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第4号 令和9年度に特別支援学級で使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について

(西田教育長)

それでは、議案第2号から第4号について、関連する内容となりますので、事務局より一括して提案説明をお願いします。

(高石課長)

私から、議案第2号から議案第4号まで一括してご説明いたします。

まず、議案第2号 令和9年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてです。議案の2ページをご覧ください。

小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、14条及び同法施行令第15条の規定により、4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっております。また、その採択期間の間、毎年度使用する年度の前年8月31日までに、採択することとなっております。

小学校用教科用図書につきましては、令和5年に採択され、令和6年度より使用（令和6年度から令和9年度まで）しておりますが、令和9年度も引き続き同一の教科書を使用するべく、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定に基づき、採択の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号 令和9年度に使用する中学校用教科用図書の採択についてご説明いたします。議案の3ページをご覧ください

中学校用教科用図書につきましては、令和6年に採択され、令和7年度より使用（令和7年度から令和10年度まで）しておりますが、令和9年度も引き続き同一の教科書を使用するべく、小学校用教科用図書と同様に、採択の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 令和9年度に特別支援学級で使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択についてご説明いたします。議案の4ページ以降をご覧ください

教科用図書については、学校教育法第34条第1項の規定により、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定されておりますが、同法附則第9条により、同法第34条第1項にかかわらず、特別支援学級の児童生徒は、他の教科用図書を使用することができるとされており、毎年度、採択できることとなっております。

「第一地区教科用図書採択教育委員会協議会」で選定された、本議案の1の「小学校用及び中学校用教科書図書として選定した文部科学省検定済教科書及び下学年用並びに同一内容の拡大教科書」、2の「文部科学省著作教科書」、及び3の「一般図書」、これらにつきまして、採択の議決を求めるものでございます。

なお、この3の「一般図書」については、別冊資料となりますが、北海道教育委員会が、審議会の答申に基づき作成した「令和9年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料」に登載された322点の中から採択することとなっております。

搭載点数につきましては、今年の「採択参考資料」に登載された333点の図書から38点が名称変更や廃刊となり、新たに追加された9点の図書や名称変更されたものを含む27点が加わり、合計322点が北海道教育委員会の採択参考資料に搭載されております。

今回新たに追加された9点の図書の選定理由等については、別冊資料の最後から2枚目のページに添付しております。また、別冊資料61ページ以降の索引の図書名の先頭部分に、黒い星印を付けてありますのでご確認ください。

なお、議案第2号から第4号までにかかる、関係法令を抜粋したものを別冊資料の最後の1枚のページに掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

説明は以上となります。ご審議方、よろしくお願い致します。

(西田教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第2号から第4号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

【意見・質問なし】

(西田教育長)

ご意見等がないようですので、議案第2号から第4号について、原案通り可決ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、議案第2号から第4号について、原案通り可決しました。

日程第3 教育長報告

(西田教育長)

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

8月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧いただきまして、報告に代えさせていただきたいと思います。ご質問等ございませんか。

(松尾委員)

先日開催された市制30周年記念石狩市民花火大会について、西田教育長にもお越しいただき、ありがとうございました。また、教育委員会含め市の職員のみなさまにも多大なるご協力をいただき、ありがとうございました。おかげさまで、12,000人を超える方々にご来場いただき、石狩市の夏を楽しんでいたと思います。当日の実行委員長として、改めてお礼申し上げます。

(西田教育長)

他にありませんか。

(根本委員)

8月10日「札幌北リトルシニア表敬訪問」とありますが、競技の種別、経緯を教えてください。

(笠井課長)

中学生対象の硬式野球チームです。

札幌市が活動拠点となりますが、球団内の5名が花川中学校の3年生になります。

今年の春、全国大会におきまして北海道勢初となる決勝進出を果たしました。続いて先月7月に九州で開催されました全国大会では、見事、全国優勝を果たしました。以上です。

(根本委員)

おめでとうございます。

(西田教育長)

他にありませんか。

(松尾委員)

石狩 SC U-15 におきましても表敬訪問されていますが、こちらの経緯等を教えていただきたいです。

(高石課長)

石狩 SC U-15 は全道大会で2年連続優勝、3回目の全国大会出場を果たし、出発前に表敬訪問に参られました。

8月23日に、岡山県での中体連全国大会に出場しまして、三重県のチームと対戦し、惜しくも一回戦敗退という結果でした。

(西田教育長)

花川中学校と花川南中学校の生徒が中心となり活躍しておりまして、監督が花川中学校教諭の阿部先生というチーム編成になっております。

(松尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

(西田教育長)

他にありませんか。

【質問なし】

(西田教育長)

他にご質問等がないようですので、教育長報告について、了承ということによってよろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、教育長報告については了承いただきました。以上で日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 協議事項

(西田教育長)

次に、日程第4 協議事項を議題とします。協議事項①石狩市立学校と保護者・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン～学校におけるカスタマーハラスメント対策～について、事務局から説明をお願いします。

(高石課長)

資料は15 ページある冊子となります。

学校では、教職員と保護者は良好な関係を築き、多くの事案が対話によって解決されています。

一方で、稀に、保護者等による社会通念上許容される範囲を超える言動等がみられることもあり、こうした事案の対応に教職員が苦慮しているケースもあります。

1 ページの1, (1) に記載してあります点となりますが、いわゆるカスハラが社会的に問題視されている状況を受け、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（いわゆる改正労働施策総合推進法（通称カスハラ防止法））等の一部を改正する法律が令和7年6月に成立し、令和8年10月から、公立学校においても、教職員を不当な要求等から守るための防止措置を講じることが義務化されることとなりました。

すべての教職員が本ガイドラインを共有し、この目的や内容を理解して適切

に対応することはもとより、保護者や地域の方にも本ガイドラインの趣旨を御理解いただき、相互の信頼関係を構築していけるよう、本ガイドラインを学校と保護者・地域とのより良好な関係づくりに向けた指針として位置付けようとするものです。

なお本ガイドラインは、教育委員会会議で決定する事項ではないものでありますが、教育委員のご意見など伺いたく、協議事項としてお示しするものであります。

それでは、資料の概要説明となりますが、まず1ページから3ページとなります。

当たり前の話ですが、カスハラは許されるものではなく、毅然とした態度で対応すべきものでありますが、一方で、そうした事が起こらないよう、日頃からの保護者や地域との良好な関係づくりや、日頃から気を引き締めて襟を正し、学校や教職員に対して、保護者が不信感や疑念を抱かないように努める事も、大事な事となります。

このような事は、学校、保護者、地域、それぞれが「こどもをまんなか」に子どもの利益を第一に考えていることを前提とすると、当然の事でもあります。

このような、考え方をベースとして、本素案を作成しており、3ページには、目指すべき3つの基本方針と、認識し尊重すべき5つの基本ルールを掲げています。

4ページは、保護者や地域とのより良好な関係づくりについて、学校の考え方の記載となります。

5ページは、学校が日々直面する問題等や働き方改革についての課題感や学校の対応などの記載となります。

6ページは、社会通念を超える要望等への対応の現状と類型、またその例示となります。

7ページから10ページまでは、社会通念を超える要望等があった場合の対応として、教職員がとる具体的な行動を例示しています。

11ページは、教職員のメンタルケアや事案の共有など、事後的な対応について記載となります。

12ページから13ページまでは、保護者や地域との良好な関係づくりのため、教職員自身が社会通念に則った行動をすることや、日頃の心がけなどについての記載となります。

14ページは、市教委と学校の役割となりますが、市教委が実施または実施に向けた検討等に取り組むべき事項を記載しており、具体例の一つとして、録音機能付き電話も掲げております。

15ページは、保護者・地域の皆様への周知パンフレットのイメージとなります。

す。

概要は以上です。

この素案の作成にあたっては、市内教職員の団体である、校長会・教頭会、及び北教組石狩支会へ、7月に事前の照会をしており、多くのご意見等を頂いております。また、そのご意見等について、本素案へ反映させている、ものであります。

教育委員会会議では、各委員にご意見等を頂き、次回の教育委員会会議の協議を経て、10月前に決定をしたいと考えております。

ご意見等がいただけるよう、別途ご連絡致しますので、期日までにご意見等を頂ければと存じます。

なお、本年10月の施行ということで、各学校設置者も同時に動いておりますが、本素案の決定に向けては、北海道教育委員会、管内の状況も同時に把握し続けて参りますが、その状況により、必要に応じ修正等を行う可能性もありますので、その場合は適宜、調整致しますのでご了承をお願いしたいと存じます。

以上となります。

(西田教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

(松尾委員)

検討の参考にさせていただきたいので、もし可能であれば、教職員の方々から出ましたご意見等を、データで構いませんので送っていただければと思います。

あと、石狩管内の他市町村の情報も併せていただければ大変ありがたいです。

(高石課長)

まず1点目の教職員の意見等についてですが、今後、委員の皆様からのご意見をいただけるようにメールでお願いしようと思っておりましたので、参考までにそれに添付させていただきます。

管内等の状況ということで、実は横並びのスタートとなっておりまして、北海道教育委員会としましてもまだお示しできる段階ではないということですが、先行しまして札幌市の事例は掴んでおりますので、メールに添付させていただきます。以上です。

(松尾委員)

教育委員の皆様も、今後メールでの対応が中心となってくると思いますので、

CC 機能を活用しまして全体で共有できたらいいと思います。

(西田教育長)

他にありませんか。

(根本委員)

ガイドライン全体を通して、非常に綿密な記載がされていると思いました。

このことが、実際どの程度理解されて現場で実施されるかということです、学校ごとに研修会等を開催して職員に徹底周知をしていただきたいと思います。

(西田教育長)

ありがとうございます。他にありませんか。

【質問なし】

(西田教育長)

ご質問等がないようですので、協議事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

以上で、日程第4 報告事項を終了します。

日程第5 その他

(西田教育長)

次に日程第5 その他を議題といたしますが、教育委員の皆さんから何かございますか。

【案件なし】

(西田教育長)

事務局からありませんか。

【案件なし】

(西田教育長)

ないようですので、以上で日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回定例会の開催日程

(西田教育長)

次回定例会については、9月29日の火曜日、午後1時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

(西田教育長)

以上をもちまして、公開案件は終了いたしました。

引き続き非公開案件の審議を行います。

【非公開案件の審議等】

閉会宣言

(西田教育長)

以上で、8月定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

閉会14時05分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第 1 号 令和 8 年度一般会計予算（補正第 6 号）について【非公開】

原案どおり可決した（質疑等省略）。

〔歳出〕 補正総額 2,250 千円

（単位：千円）

款 項 目	事業名称	補正前の額	補正額	補正後の額
10 款 3 項 1 目	中学校管理運営費	143,797	2,250	146,047

議案第 5 号 石狩市教育委員会叢書発刊編集委員会委員の委嘱について【非公開】

原案どおり可決した（質疑等省略）。

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年9月16日

教 育 長 西 田 正 人 _____

署名委員 鈴 木 里 美 _____